

当計画の9つの重点事項ごとの取組事項です。ご対応をお願いします。

重点事項ごとの取組事項

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

取組事項

○安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

【安全衛生優良企業公表制度
(職場のあんぜんサイト)】



【SAFEコンソーシアムポータルサイト】



2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

取組事項

○転倒災害対策にハード(床補修、履物改善等)・ソフト(予防体操、予防教育等)両面からの対策に取り組む。
○職場における腰痛予防対策指針に基づき取り組む。

【転倒災害防止対策の推進について
(職場のあんぜんサイト)】



【転倒災害の防止
(厚生労働省HP)】



【腰痛予防対策
(厚生労働省HP)】



3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

取組事項

○高年齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことを踏まえ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む。

【高年齢労働者の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



4 業種別の労働災害防止対策の推進

取組事項

建設業

○高所作業、はしご・脚立等使用作業における墜落・転落災害防止対策及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
○「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく健康障害防止対策に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
建設業向け(職場のあんぜんサイト)】



【騒音障害防止対策
(厚生労働省HP)】



製造業

○機械によるはさまれ・巻き込まれ防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
○「機械安全化の改善事例集」等を踏まえ、現場作業者の被災リスク低減措置に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
製造業向け(職場のあんぜんサイト)】



【リスクアセスメント等関連資料
・教材一覧(厚生労働省HP)】



林業

○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する。
○「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づき、災害発生時等の緊急時連絡体制の整備・確立及び早急救護の促進を図る。

【伐木作業・林業における安全対策
(厚生労働省HP)】



陸上貨物運送事業

○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する。

【陸上貨物運送事業者の皆様へ「陸上貨物運
送事業における荷役作業の安全対策ガイド
ライン」のご案内(厚生労働省HP)】



【荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の皆様
へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対
策ガイドライン」のご案内(厚生労働省HP)】



5 労働者の健康確保対策の推進

取組事項

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、ストレスチェックを含めたメンタルヘルスケアを実施する。
- 治療と仕事の両立支援対策に取り組む。
- メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策の導入・職員研修等において、高知産業保健総合支援センターを活用する。

【労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省HP）】



【治療と仕事の両立支援ナビポータルサイト】



【高知産業保健総合支援センターHP】



6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

取組事項

- 化学物質について、SDS等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 石綿について、有資格者による事前調査の実施と石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果報告及び事前調査結果に基づく適切なばく露防止対策を実施する。
- 熱中症について、「職場における熱中症予防基本対策要綱」「改正労働安全衛生規則に基づく職場における熱中症対策の強化」に基づく措置を実施する。

【職場の化学物質管理情報ポータルサイトケミガイド】



【石綿総合情報ポータルサイト】



【職場における熱中症予防情報ポータルサイト】



7 交通労働災害防止対策の推進

取組事項

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を実施する。

【交通労働災害防止のためのガイドライン（厚生労働省HP）】



8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

取組事項

- 外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラスト等の標識・掲示を実施する。
- 安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルを活用する。

【外国人労働者の安全衛生管理（厚生労働省HP）】



9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

取組事項

- 危険有害作業、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施する。

【個人事業者等の安全衛生対策について（厚生労働省HP）】

